

京都市動物園内自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市動物園内に来園者の利便性向上に資することを目的として、自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置場所

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限	設置可能台数	最低使用料年額（税込）
①	学習・利便施設南側	W1,400 × D950 × H1,900	2台	8,000,000円
②	アフリカの草原西側		2台	
③	おとぎの国南側		2台	
④	類人猿舎南側		1台	
⑤	雨天休憩所西側		2台	
⑥	京都の森		2台	
⑦	事務所棟		1台	
			12台	

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所を含みません。

※ 設置可能台数は12台としていますが、設置台数は来園者サービスや販売効率等を考慮したうえで営業事業者に決定していただきます。ただし、10台以上は必ず設置してください。

2 営業事業者

設置番号①から⑦を合わせて1営業事業者とします。

3 応募することができる者の資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、営業事業者に応募することができます。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方
 - ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること
 - イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること
 - ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方
 - ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）につい

- て3年以上の実績を有していること
- イ 応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること
- ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと
- カ 申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、一部の方を除いて*、下記の書類の御提出をお願いします。

<申込者又は応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたものに限る）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<申出者又は応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）
ただし、申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたものに限る。
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 印鑑登録証、登記事項証明書の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出を免除する方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO 法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 町内会、自治連合会等
- 3 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者等
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とします。

なお、令和5年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和7年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することができます。

5 使用料

(1) 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額の使用料を百円単位で記入してください。

(2) 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、年額使用料の12分の1の金額を毎月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに納入してください。年額使用料の12分の1に100円未満の端数がある場合は、その端数の金額は4月分使用料に含めて納入していただきます。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消す場合がある。なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

(3) 更新後の使用料

上記4に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

6 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行わないでください。

(2) 販売価格

標準販売価格（メーカー小売希望価格）としてください。

7 設置機種等

(1) アウトドア型（ペットボトル、カン、紙パック式）とし、少なくとも1台は、紙パック式を設置してください。

また、本市が提供する動物等の画像から1台ごとに別のデザインでラッピングしていただきます。

なお、ラッピング費用は営業事業者の負担とします。

(2) ユニバーサルデザインのものとしてください。

(3) 環境に配慮したものとしてください。

(4) 電気子メーターを設置してください。

(5) 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機とすること

8 維持管理

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

9 申込受付期間

令和4年2月7日（月）～令和4年2月25日（金）午後5時まで

（郵送の場合は必着）

10 質問及び回答

(1) 質問（持参，FAX又は電子メール）

令和4年2月7日（月）～令和4年2月14日（月）まで

【午前9時～正午，午後1時～午後5時】

(2) 回答

質問の受付日から起算して3営業日以内に京都市動物園のホームページに掲載します。

11 営業事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

(2) 決定予定

令和4年3月上旬

(3) 決定後の公表

京都市動物園ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載します。

12 京都市動物園について

所在地	〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
敷地面積	41,383㎡
飼育動物	115種類474点（令和3年11月末時点）
入園料	一般620円，団体（一般30名以上）520円，中学生以下無料 京都市キャンパス文化パートナーズ制度参加大学の学生100円 年間入園券2,510円
開園時間	3月～11月：午前9時～午後5時 12月～2月：午前9時～午後4時

	30分
休園日	月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌平日）及び12月28日～1月1日
臨時開園 （令和4年度）	3日間を予定

【問合せ先】

京都市動物園 総務課（担当：児嶋，三浦）

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町

電話（075）771-0210（直通）

FAX（075）752-1974

京都市動物園ホームページアドレス <http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>